

北上市体調不良児保育事業費補助金交付要綱（令和 2 年北上市告示甲第47号）の一部を次のように改正し、令和 6 年度分の補助金から適用する。

令和 6 年10月 1 日

北上市長 八重樫 浩 文

改正前	改正後
（補助対象事業） 第 2 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第 6 条の 3 第13 項に規定する病児保育事業のうち、市内の保育所等での保育中に体調不良となった乳児又は幼児について保健的に対応を行う体調不良児対応型の事業（以下「事業」という。）であって、<u>病児保育事業の実施について（平成27年 7 月17日付け雇児発0717第12号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「病児保育事業実施要綱」に定める当該事業に係る事業類型、対象児童及び実施要件等に基づき行うものとする。</u> （補助金の額） 第 4 補助金の額は、次の各号に掲げる額を合算した額とする。 （1）基本額 事業実施期間が 6 月以上である場合にあっては <u>4,496,000円</u>、6 月に満たない場合にあっては<u>2,248,000</u>	（補助対象事業） 第 2 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第 6 条の 3 第13 項に規定する病児保育事業のうち、市内の保育所等での保育中に体調不良となった乳児又は幼児について保健的に対応を行う体調不良児対応型の事業（以下「事業」という。）であって、<u>病児保育事業実施要綱（病児保育事業の実施について（令和 6 年 3 月30日付けこ成保第180号こども家庭庁成育局長通知）に定めるものをいう。）に定める当該事業に係る事業類型、対象児童及び実施要件等に基づき行うものとする。</u> （補助金の額） 第 4 補助金の額は、次の各号に掲げる額を合算した額とする。 （1）基本額 事業実施期間が 6 月以上である場合にあっては <u>4,500,000円</u>、6 月に満たない場合にあっては<u>2,250,000</u>

<u>円</u> (2) [略]	<u>円</u> (2) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	